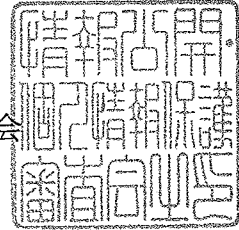


情 個 審 第 2 1 1 7 号
平成 2 8 年 1 0 月 4 日

特定非営利活動法人情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

情報公開・個人情報保護審査会



答申書の写しの送付について

下記の事件については、平成28年10月4日に答申をしたので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第16条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

- 1 諮問番号：平成27年（行情）諮問第777号
事 件 名：特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配布資料の一部開示決定に関する件
- 2 諮問番号：平成27年（行情）諮問第780号
事 件 名：特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配布資料の一部開示決定に関する件

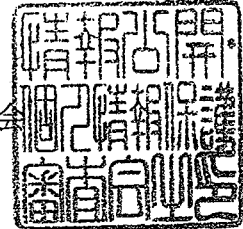


情個審第2116号

平成28年10月4日

防衛大臣 殿

情報公開・個人情報保護審査会



答申書の交付について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条の規定に基づく下記の諮問について、別添のとおり、答申書を交付します（平成28年度（行情）答申第379号及び同第380号）。

記

- 1 諮問番号：平成27年（行情）諮問第777号
事 件 名：特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配布資料の一部開示決定に関する件
- 2 諮問番号：平成27年（行情）諮問第780号
事 件 名：特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配布資料の一部開示決定に関する件

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年12月28日（平成27年（行情）諮問第777号及び同第780号）

答申日：平成28年10月4日（平成28年度（行情）答申第379号及び同第380号）

事件名：特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配布資料の一部開示決定に関する件
特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配布資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる2文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

文書1 「第1回 防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会議事次第」

文書2 「第2回 防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会議事次第」

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月23日付け防官文第4863号及び同年5月13日付け防官文第7922号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、それぞれ「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称は、法5条6号のイロハニホいずれにも当たらないため、違法である。

(2) 意見書

ア 本異議申立を行った理由

防衛省公式webに掲載されている概要以外、本請求が検討会の詳

細を知る唯一の手がかりである。しかし本件情報公開請求しても防衛省は詳細な議事録を作成していないことが判明した。

ご承知のとおり、議事録等はそもそも作成していなければ内容・発言者委員名非公開を不服申し立て・訴訟等で開示させることもできず、作成の義務付けも基本的には不可能である。

本件異議申立を行うことによって、行政に説明責任を果たさせるとともに、「とりあえず不開示」「なるべく議事録作成せず」という行政のあり方を問い直したいと考え、本異議申立に及んだ次第である。

イ 不開示処分違法の理由

(ア) 公益上の理由による裁量的開示が求められること

本件は武器輸出について業者に意見を聴く形にはなっているが、実際は業者が武器輸出に広く門戸を広げてもらいたいとの願いから本件検討会が開催されているのである。2015年8月2日東京新聞では、「防衛関連企業が『現状のままでは武器を製造する会社を海外で設立できない』などと、指針の見直しを要求」【追加資料7】とある。国政の重大な進路を左右する業者名を公開しないことは公益に著しく反する。「検討会に参加することについて公にしないとの条件」をつける防衛省のやり方が法の趣旨に反している。

(イ) すでに大手武器輸出企業名が新聞記事になっていること

武器輸出に積極的な企業は日本で数社であり、すでに新聞記事にも掲載されている。世界の武器取引上位企業として、27位 三菱重工業、68位 三菱電機 75位 川崎重工業 93位 NECとある。【追加資料8】これら大企業を本件検討会に呼ばない理由はない。企業名がおおよそ推察されるものであり、あえて非公開にする理由はない。

(意見書のうち、情報公開請求を行った理由並びに原処分における不開示理由及び諮問庁の理由説明書を引用した部分並びに追加資料については、本答申においては省略する。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 平成27年(行情)諮問第777号

本件開示請求は「平成26年12月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配布資料(防衛省web掲載分を除く)」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書1を特定した。

文書1については、その一部が法5条6号の不開示情報に該当するこ

とから、平成27年3月23日付け防官文第4863号により当該部分を不開示とする一部開示決定（原処分1）を行った。

本件異議申立ては、原処分1に対してされたものである。

(2) 平成27年（行情）諮問第780号

本件開示請求は「平成27年2月25日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の配布資料（防衛省web掲載分を除く）」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書2及び「第2回 防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 配席図」を特定した。

文書2については、その一部が法5条6号の不開示情報に該当することから、平成27年5月13日付け防官文第7922号により当該部分を不開示とする一部開示決定（原処分2）を行った。

本件異議申立ては、原処分2に対してされたものである。

2 法5条該当性について

(1) 平成27年（行情）諮問第777号

文書1中、資料4の事業者名については、検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称であり、これを公にすることにより、当該事業者との信頼関係が損なわれ、将来における協力が得られなくなるなど、当該検討会における事務に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示とした。

(2) 平成27年（行情）諮問第780号

文書2中、資料2の事業者名については、検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称であり、これを公にすることにより、当該事業者との信頼関係が損なわれ、将来における協力が得られなくなるなど、当該検討会における事務に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示とした。

3 異議申立人の主張について（平成27年（行情）諮問第777号及び同第780号）

異議申立人は、「検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称は、法5条6号のイロハニホいずれにも当たらない。」と主張し、原処分の取消しを求めるが、国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的に全て列挙することは困難であることから、法5条6号においては、イからホまで例示的に掲げた上で、これら以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」として包括的に規定しており、原処分において不開示とした情報は当該包括的部分に該当するものとして不開示としたものである。

よって異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合の上、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月28日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第777号及び同第780号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 平成28年1月13日 審議（同上）
- ④ 同年2月2日 異議申立人から意見書及び資料を收受（同上）
- ⑤ 同年9月7日 平成27年（行情）諮問第777号及び同第780号の併合並びに本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」（以下「検討会」という。）において配布された議事次第であり、処分庁は、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、検討会におけるヒアリングの対象とする予定の事業者の名称が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、検討会に参加することについて公にしないとの条件で、これらの事業者に対して任意の協力依頼等を行っているとする諮問庁の説明に照らせば、これを公にすることにより、当該事業者との信頼関係が損なわれ、将来における協力が得られなくなるなど、当該検討会における事務の適正な遂行に支障を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

(1) 異議申立人は、意見書において法7条の公益上の理由による裁量的開

示をすべきである旨主張しているとも解されるが、上記2のとおり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当であるとした部分について、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められず、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(2) 異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子